

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017 年度一般入学試験（後期募集・2月19日分）－

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

第1問は、西宮市営住宅条例事件（最二判平27・3・27）を素材としつつ、事案に作問上必要な修正を加えて、出題したものである。本問では、条例の合憲性につき、主として平等原則の観点から検討することが求められている。条例は、暴力団の市営住宅での居住を一律に禁ずる内容となっているが、「近隣住民とのトラブルがないYのような者についてまで市営住宅からの排除を定めることに合理的根拠があるといえるか」が、解答する上でのポイントとなる。これに対し、合憲論から反論する場合、例えば、社会福祉事業の1つである市営住宅の入居者に関しては、そもそも市に広い裁量があるという指摘はありえるだろう。このほかにも様々な指摘が可能であるが、いずれにせよ、それらの検討を十分に行った上で、全体として説得的で首尾一貫した論述を行うことが、本問の解答にあたっては求められている。

第2問では、統治分野の基礎的事項に関する知識を確認した。処分的法律は、主に憲法41条の「立法」概念との関わりで憲法上問題となる。本問では、憲法41条により国会に授権された権限である「立法」が「一般的抽象的法規範」である旨を示した上で、処分的法律は一般性または抽象性に欠ける点を指摘することが、まず求められる。その上で、社会国家的現実における処分的法律の必要性に言及の上、当該処分的法律が平等原則に抵触せず、権力分立原理の核心を侵し議会・政府の憲法上の関係を決定的に破壊するものでない限り憲法に違反しない旨を示すことが必要であった。

2. 採点実感

第1問では、比較的多くの受験生が「居住の自由」の侵害を主張していた。しかし、居住の自由は自由権であるので、「“(行政サービスであるところの)市営住宅に”居住させてもらう権利」といった請求権的なものを、憲法22条1項から導き出すのは容易ではない。仮に、憲法22条論を展開するとしても、この観点を踏まえた権利構成が求められはざであったが、それを行った受験生は皆無であった。

3. 学習方法

自由権の中に安易に請求権的内容を混入させることのないよう、権利の性質を意識した判例学習を是非心掛けられたい。